

職業訓練実施計画（案）について

I. 職業訓練実施計画の概要

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に定める職業訓練実施計画（大臣告示）は、毎年度において、国が実施する職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な職業訓練の実施を確保するためのものであり、当該計画には、対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的実施のための取組、その他必要な事項を規定しているものであり、毎年度所要の改正を行うこととしている。

（参考）

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第 15 条の 7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第 4 条の 2 法第 15 条の 7 の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者の数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

Ⅱ．平成27年度の職業訓練実施計画の概要

※ 下線部が平成26年度計画からの主な変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

なお、本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改訂を行う。

2 労働市場の動向

○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさが見られる。

- 特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移（また、フリーター数やニート状態にある若者もいまだに多い状況である）。こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的実施が必要。ジョブ・カードを活用し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

- また、女性については、出産・子育てにあたる年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、女性の再就職を支援することが重要。

- 高齢者については、60歳を過ぎた多くの高齢者も就業しており、年齢にかかわらず働き続けたいという者も多い状況にあり、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の職業能力開発の推進も重要である。

- 我が国の持続的な経済成長のため、付加価値の高い分野や環境・エネルギー分野等今後成長が見込まれる分野の人材育成が重要。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の中核となる人材の育成が必要。

○ 障害者

- ・ 法定雇用率の引き上げ等を背景として、新規求職申込件数が年々増加しており、障害者の社会参加への支援が必要。
- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の機会の拡大を

図り、障害者の職業安定を図ることが必要。

- 母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策について、職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要。

3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

(1) 離職者訓練

○ 対象者数

141,000人（内委託訓練実施分 114,000人）

※ 委託訓練のうち、6,800人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、19,000人については、実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステム等として実施する。

※ 平成 26年度計画 148,500人（内委託訓練実施分 118,500人）

○ 訓練の内容

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するとともに、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働による産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練の開発・検証等を推進。

(2) 在職者訓練

○ 対象者数

57,000人

※ 平成 26年度計画 57,000人

○ 訓練の内容

- ・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務内容の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、

都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。

- 効果的な在職者訓練の実施のための取組
 - ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の事業主の具体的なニーズに即した実施方法等により実施。

- (3) 学卒者訓練
 - 対象者数
 - 5,900人
 - ※ 平成 26 年度計画 5,900 人
 - 訓練の内容
 - ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施する。
 - 効果的な学卒者訓練の実施のための取組
 - ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
 - ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。

- (4) 障害者に対する職業訓練
 - 対象者数
 - 11,500 人（内委託訓練実施分 7,900 人）
 - ※ 平成 26 年度計画 10,900 人（内委託訓練実施分 7,700 人）
 - 訓練の内容
 - ・ 職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。
 - ・ 受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
 - ・ 都道府県職業能力開発校において障害者を対象とした公共職業訓練コースを実施。
 - ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間企業等に対して委託する訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練の充実を図りながら、引き続き推進。
 - 効果的な公共職業訓練の実施のための取組
 - ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。
 - ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、

- 原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
 - ・ 地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進する。
 - ・ 都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

○ 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関で構成される協議の場も活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、訓練受講者の就職支援を実施することとする。

○ 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施。

※ 訓練実施計画数には、都道府県が公共職業能力開発施設内で実施する訓練は含まれない。